

令和6年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第18報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じましたのでお知らせします。

- ・令和7年10月21日 厚生労働省告示第283号 使用薬剤の薬価(薬価基準)及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示
- ・令和7年10月21日 厚生労働省告示第284号 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件
- ・令和7年10月21日 保医発1021第9号 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について
- ・令和7年10月31日 保医発1031第2号 検査料の点数の取扱いについて

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早291		下から1行目	6. 投薬期間に上限が設けられている医薬品、保険医が投与することができる注射液 (4) 保険医が投与することができる注射液 オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シパグルコシダーゼ アルファ製剤及びパロペグテリパラチド製剤	6. 投薬期間に上限が設けられている医薬品、保険医が投与することができる注射液 (4) 保険医が投与することができる注射液 オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤及びシパグルコシダーゼ アルファ製剤	字句挿入
早361		下から12行目	別表第9 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ベドリズマブ製剤、ミキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、パロペグテリパラチド製剤	別表第9 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ベドリズマブ製剤、ミキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤	字句挿入
609	右	下から28行目	D012 感染症免疫学的検査 (1)～(61) (略) <u>(62) 赤痢アメーバ抗体定性は、関連学会の定める適正使用指針に従い、アメーバ性肝膿瘍を疑う場合又は糞便検査が陰性かつアメーバ性大腸炎を疑う場合であって、ELISA法により血清中の赤痢アメーバ抗体を測定した場合に、一連の治療において1回に限り、本区分の「49」赤痢アメーバ抗体半定量、赤痢アメーバ抗原定性の所定点数を準用して算定する。</u>	D012 感染症免疫学的検査 (1)～(61) (略) (新 設)	字句挿入

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
調30	右	上から15行目	第1節 調剤技術料 01 薬剤調製料 (1)～(4) (略) (5) 注射薬 ア (略) イ <u>オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモドアルファ・ボルヒアルロニダーゼアルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シパグルコシダーゼアルファ製剤及びパロペグテリパラチド製剤</u> に限る。 ウ～オ (略) (6)～(10) (略)	第1節 調剤技術料 01 薬剤調製料 (1)～(4) (略) (5) 注射薬 ア (略) イ <u>オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモドアルファ・ボルヒアルロニダーゼアルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤及びシパグルコシダーゼアルファ製剤</u> に限る。 ウ～オ (略) (6)～(10) (略)	字句挿入
調104	右	下から13行目	30 特定保険医療材料 別表2 <u>オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモドアルファ・ボルヒアルロニダーゼアルファ配合剤、ベドリズマブ製剤、ミキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤及びパロペグテリパラチド製剤</u> の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器(針を含む。) 	30 特定保険医療材料 別表2 <u>オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモドアルファ・ボルヒアルロニダーゼアルファ配合剤、ベドリズマブ製剤、ミキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤及びクロバリマブ製剤</u> の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器(針を含む。) 	字句挿入
調106	右	下から1行目	別表3 <u>オゾラリズマブ製剤</u> <u>トラロキヌマブ製剤</u> <u>エフガルチギモドアルファ・ボルヒアルロニダーゼアルファ配合剤</u> <u>ベドリズマブ製剤</u> <u>ミキズマブ製剤</u> <u>乾燥濃縮人プロテインC製剤</u> <u>メコバラミン製剤</u> <u>ベンラリズマブ製剤</u> <u>マルスタシマブ製剤</u> <u>ロザノリキシズマブ製剤</u> <u>レブリキズマブ製剤</u> <u>クロバリマブ製剤</u> <u>パロペグテリパラチド製剤</u>	別表3 <u>オゾラリズマブ製剤</u> <u>トラロキヌマブ製剤</u> <u>エフガルチギモドアルファ・ボルヒアルロニダーゼアルファ配合剤</u> <u>ベドリズマブ製剤</u> <u>ミキズマブ製剤</u> <u>乾燥濃縮人プロテインC製剤</u> <u>メコバラミン製剤</u> <u>ベンラリズマブ製剤</u> <u>マルスタシマブ製剤</u> <u>ロザノリキシズマブ製剤</u> <u>レブリキズマブ製剤</u> <u>クロバリマブ製剤</u> (新設)	字句挿入